

平成30年TOKYO  
交通安全キャンペーン  
〜世界一の交通安全都市  
TOKYOを目指して〜



木造住宅の耐震診断・  
耐震改修費用の一部助成



市では、市民の防災意識の向上を図るとともに、災害に強い街づくりを推進するため、既存の木造住宅の安全性を高める目的で、耐震診断及び耐震改修を行う方に対し費用の一部を助成します。

▽期間 平成31年1月15日(火)まで

▽助成棟数 耐震診断20棟、耐震改修6棟

▽その他 詳しくは、市ホームページか都市計画課で配布するチラシをご覧ください。

※この制度を利用する場合は、事前にご相談ください(耐震診断、耐震改修とも同一の住宅に対して1回限り、予算の範囲内で助成)。

※国、都、市では特定の業者に業務の委託を行っていません。

▽問合せ 都市計画課住宅係  
地域防災課交通防犯係

12月は  
「オール東京滞納  
STOP強化月間」

都と区市町村では、安定した  
税収確保と納税義務の公平性確  
保を目指して、12月を「オール  
東京滞納STOP強化月間」と  
位置づけ、広報や催告による納  
税推進、差押えやタイロックス、  
搜索などの滞納処分等、多様な  
徴収対策に取り組んでいます。  
▽問合せ 徴税課徴税係



東京都と区市町村が連携し、  
徴収対策を集中して実施しています!

耐震改修などをした住宅の固定資産税を減額します

※改修後3か月以内に申告書を提出してください。  
※詳しくは、お問い合わせください。

耐震改修をした住宅

2020年3月31日までに耐震改修工事をした住宅で次の要件を満たす場合、翌年度分の家屋の固定資産税の2分の1を減額します。

▽対象 昭和57年1月1日以前に建築された住宅

●併用住宅では住宅部分の面積が2分の1以上

●耐震改修に1戸当たり50万円を超える費用が掛かった住宅

※減額対象床面積：1戸当たり120平方メートル相当分まで

※耐震改修特例の適用は1回限り

省エネ改修をした住宅

2020年3月31日までに一定の省エネ(熱損失防止)改修工事をした住宅で次の要件を満たす場合、120平方メートルを限度に翌年度分の家屋の固定資産税の3分の1を減額します。

▽対象 平成20年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)で、次の改修工事に補助金などを除く自己負担額が50万円を超える費用が掛かった住宅

●窓の断熱改修工事(必須)

●床、天井か壁の断熱改修工事

※住宅床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下

※併用住宅では住宅部分の面積が2分の1以上

※改修後の住宅の床面積が50平方メートル以上

※新築住宅特例、耐震改修特例

▽問合せ 課税課家屋資産税係

※省エネ改修特例の適用は1回限り

※障がいのある方

※住宅床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下

※新築住宅特例、耐震改修特例を受けている場合は適応されません。

※バリアフリー改修特例の適用は1回限り

▽問合せ 課税課家屋資産税係

を受けている期間は適用無し  
※省エネ改修特例の適用は1回限り

バリアフリー改修をした住宅

2020年3月31日までにバリアフリー(居住安全)改修工事をした住宅で次の要件を満たす場合、100平方メートルを限度に翌年度分の家屋の固定資産税の3分の1を減額します。

▽対象

●バリアフリー改修工事(廊下の拡幅、手すりの取り付け、階段の勾配の緩和、床の段差の解消、浴室の改良、引き戸の取り替え、便所の改良、床表面の滑り止め化)で、補助金などを除く自己負担額が50万円を超える費用が掛かった住宅

●新築された日から10年以上を経過した住宅(賃貸住宅を除く)

●併用住宅では住宅部分の面積が2分の1以上

●次のいずれかの方が居住する既存の住宅

●65歳以上の方(工事が完了した翌年の1月1日現在)

●要介護認定が必要支援認定を受けている方

●障がいのある方

※住宅床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下

※新築住宅特例、耐震改修特例を受けている場合は適応されません。

※バリアフリー改修特例の適用は1回限り

▽問合せ 課税課家屋資産税係

税理士による相続税等の  
無料相談会(予約制)

税の専門家である税理士が相続税などの相談に応じます。

▽日時 12月18日(火) 午後1時

▽費用 無料

▽主催 東京税理士会青梅支部

▽申込み方法 12月3日(月)午前8時30分から電話で申し込みください。

▽申込み・問合せ 市民課市民相談窓口係(直通558・1216)

### 住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況

住民基本台帳法に基づき、平成30年度上半期の住民基本台帳の一部の閲覧状況(犯罪捜査など特別の事情により請求理由を明らかにすることが困難であるものを除く)を公表します。

○申込み・問合せ 市民課市民窓口係

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況 (平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)

○法第11条第1項の規定による請求に係る閲覧(国又は地方公共団体の機関からの請求)

国及び地方公共団体の機関の名称	請求事由の概要/閲覧の年月日	・地域…(対象人数)/対象
防衛省自衛隊東京地方協力本部	自衛官等に関する募集事務として募集案内の郵送等を行うため(自衛隊法第29条第1項、同第35条)/平成30年5月15日・16日	・地域…市内全域(1175人) ・対象…平成12年4月2日から平成13年4月1日までに出生の男女、平成15年4月2日から平成16年4月1日までに出生の男女

○法第11条の2第1項の規定による申出に係る閲覧(統計調査・世論調査・学術研究等による申出)

委託元機関/申出者または法人/代表者	利用目的の概要/閲覧日	閲覧に係る住民の範囲
NHK放送文化研究所/株日本リサーチセンター/代表取締役社長 鈴木稲博	情報とメディア利用に関する世論調査2018/平成30年5月11日	・地域…上代継(12人) ・対象…16歳以上69歳以下の男女
東京都生活文化局/株サーベイリサーチセンター/代表取締役 藤沢昌樹	都民生活に関する世論調査/平成30年6月5日	・地域…下代継(15人) ・対象…平成30年1月1日時満18歳以上の男女
内閣府/(一社)中央調査社/会長 大室 真生	国民生活に関する世論調査/平成30年6月5日	・地域…五日市、草花(46人) ・対象…平成12年5月末日までに出生の日本国籍を有する男女
朝日新聞社/(一社)中央調査社/会長 大室 真生	2018年 新聞およびWeb利用に関する総合調査/平成30年6月28日	・地域…二宮(23人) ・対象…平成15年8月末日までに生まれた日本人の男女
東京都生活文化局/株エスピー研/代表取締役社長 安良岡洋介	都民のスポーツ活動・パラリンピックに関する世論調査/平成30年7月6日	・地域…野辺(15人) ・対象…18歳以上の男女
東京都生活文化局/(一社)輿論科学協会/理事長 大宮泰三	ボランティア行動等実態調査/平成30年7月9日	・地域…平沢(25人) ・対象…満10歳以上の男女
内閣府/(一社)新情報センター/事務局長 平谷伸次	青少年のインターネット利用環境実態調査/平成30年7月18日	・地域…秋川二・三・四・五丁目(25人) ・対象…平成12年7月1日から平成30年6月30日に生まれた男女
日本銀行情報サービス局/株日本リサーチセンター/代表取締役社長 鈴木稲博	生活意識に関するアンケート調査/平成30年8月21日	・地域…伊奈・入野(15人) ・対象…満20歳以上の男女
東京消防庁/株アストジェイ/代表取締役 日達富士美	消防に関する世論調査/平成30年8月30日	・地域…草花・五日市(24人) ・対象…満18歳以上の男女
東京都都市整備局/株サーベイリサーチセンター/代表取締役 藤沢昌樹	東京都市圏パーソントリップ調査/平成30年8月20日・23日・24日、27日~31日、9月3日	・地域…市内全域(3012人) ・対象…市内全域の男女
東京都生活文化局/株サーベイリサーチセンター/代表取締役 藤沢昌樹	ゼロエミッション東京の実現に向けた自動車利用に関する世論調査/平成30年9月14日	・地域…雨間(15人) ・対象…平成30年1月1日時満18歳以上の男女
東京都福祉保健局/株サーベイリサーチセンター/代表取締役 藤沢昌樹	シルバーパス利用者等に関する意識調査/平成30年9月14日	・地域…伊奈・山田・草花(120人) ・対象…平成30年1月1日時満20歳以上の男女
東京都福祉保健局/株タイム・エージェント/代表取締役 渡部啓之	がん予防・検診等実態調査/平成30年9月25日	・地域…下代継(25人) ・対象…満20歳以上の男女

防災行政無線放送をフリーダイヤル☎0120-558-540 [市内固定電話から利用可(050から始まる一部のIP電話を除く)]、有料ダイヤル☎558-7777 (携帯電話で確認できます) 電話など、その他の電話から利用可) ※下校時の放送など定期的に放送しているものを除き、放送の24時間後まで聞くことができます。